定　　款

株式会社ソフトフロントホールディングス

定　　款

第１章　総則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社ソフトフロントホールディングスと称し、英文では、Softfront Holdings と表示する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）情報通信業
（２）製造業
（３）生活関連サービス業
（４）飲食サービス業
（５）専門・技術サービス業
（６）娯楽業
（７）卸売業・小売業
（８）教育・学習支援業
（９）不動産業
(10) 宿泊業
(11) 物品賃貸業
(12) 倉庫業
(13) 建設業
(14) 社会福祉・介護事業
(15) 前各号に付帯する一切の業務

２．当会社は、前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、８，９００万株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集地）

第１２条　株主総会は、東京都内又はこれに隣接する地において招集する。

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者及び議長）

第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第２０条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２．　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２１条　取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

（取締役の解任方法）

第２２条　取締役は株主総会の決議により解任することができる。

２．　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

３．　監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（取締役の任期）

第２３条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．　増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

４．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）

第２４条　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２５条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

２．取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長を各１名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２６条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２７条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２８条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２９条　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第３０条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第３１条　取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第３２条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第３３条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３４条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において

定める監査等委員会規程による。

（常勤の監査等委員）

第３６条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の権限）

第３７条　監査等委員会は、法令又は本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の決議方法）

第３８条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３９条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（監査等委員会の招集権者）

第４０条　監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。

第６章　会計監査人

（選任及び任期）

第４１条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

２．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（中間配当）

第４５条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第４６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．前項の金銭には、利息をつけない。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、2019 年 12 月 20 日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。